

条件付一般競争入札公告

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので公告する。

令和2年7月30日

菊池市長 江頭 実



1 競争入札に付する事項

- (1) 物 品 名 菊池市立小中学校1人1台タブレット (Windows OS 端末) 調達
- (2) 数 量 4005台
- (3) 納 入 場 所 仕様書に定めるとおり
- (4) 納 入 期 限 仕様書に定めるとおり
- (5) 入札保証金 免除とする
- (6) 契約保証金 契約金額の10分の1以上を納付するものとする。ただし、菊池市会計規則第57条の各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (7) そ の 他
 - ア) この入札は、菊池市条件付一般競争入札等取扱要領及び本公告の定めるところにより実施する。
 - イ) 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する市議会の議決事項であるため、落札決定後、落札者との間で仮契約を締結し、市議会の議決後、本契約となる。なお、議会の議決を得られなかった場合は、市長は、この仮契約に基づく一切の責任を負わない。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告の日から契約の日までの間、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 令和元年度・2年度菊池市競争入札参加資格審査申請書（物品）を菊池市に提出し、「大分類：電算OA機器 小分類：コンピューター」について資格を有すると認められ、かつ九州内に本店、支店又は営業所で登載されている者。（令和元年度・2年度入札参加有資格者名簿（菊池市ホームページに掲載）に登載されている者）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 菊池市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成19年告示第141号。以下「指名停止要領」という）に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中でないこと。

- (4) 国税、都道府県税並びに市町村税の滞納がないこと。(代表者が菊池市に住所を有する場合はその代表者分を含む)
- (5) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者にあつては、当該手続開始決定後、第2号に掲げる入札参加者資格に係る随時の審査に基づく認定を受けている者であること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合及び同一の共同企業体に属する場合を除く。)

ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社(以下「子会社」という。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「再生手続が存続中の会社」という。)である場合を除く。

(i) 会社法第2条第4号に規定する親会社(以下「親会社」という。)と子会社の関係にある場合

(ii) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、(i)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(i) 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合

(ii) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (8) 入札後に競争参加資格を満たさなくなったときは、直ちにその旨の申し出を行うこと。競争参加資格を満たさなくなったにもかかわらずその旨の申し出を行わなかった場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

3 入札等担当部局

区分	担当部局	電話番号等	住所
入札担当	菊池市役所総務部 財政課入札契約係	TEL 0968-25-2016 FAX 0968-25-5720	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888
契約・購入担当	菊池市教育委員会 学校教育課総務係	TEL 0968-25-7230 FAX 0968-25-5004	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888

4 入札日程

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
仕様書の閲覧及び配布	公告日から開札の前日まで	市ホームページに掲載する
競争参加資格確認申請書の提出期限	公告日の翌日から 令和2年8月14日(金)まで	財政課に持参又は郵送すること。持参する場合の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする(休日を除く)。郵送で申請する場合は、期限までに必着とする
競争参加資格確認結果通知	令和2年8月18日(火)まで	申請者にFAXした上、郵送で通知する
質問書の提出	公告日の翌日から 令和2年8月14日(金)まで	学校教育課へ持参・郵送・FAXによる (様式は問わない) 最終日は正午まで必着とする
質問に対する回答	令和2年8月18日(火)まで	質問者には文書にて直接回答するとともに菊池市ホームページに掲載する
開札	令和2年9月2日(水) 9時00分から	菊池市役所2階204会議室 熊本県菊池市隈府888

5 入札参加資格確認申請手続

(1) 当該入札に参加しようとする者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類(以下「申請書類」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア) 競争参加資格確認申請書(様式第1号)
- イ) 役員及び株主調書(出資者)調書(様式第2号)
- ウ) 国税、本社及び支店等(支店等で申請している場合)のある県税の未納がない証明書、本社及び支店等(支店等で申請している場合)がある市町村の未納がない証明書の写し(証明書の交付日付は、入札日から起算して直近3ヵ月以内のもの)

のに限る)

- (2) 入札参加資格審査申請受付
 - ア) 受付期間 公告日の翌日から令和2年8月14日(金)まで
(土曜日及び日曜日を除く。)
午前8時30分から午後5時15分まで
 - イ) 受付場所 菊池市役所2階 総務部財政課入札契約係
- (3) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期間に受付場所に持参又は郵送にて提出しなければならない
- (4) 申請書類を郵送にて提出する場合は、次の方法によること。
 - ア) 申請書類は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。
 - イ) 申請書類は、提出期限までに必着とする。
- (5) 入札参加資格の結果通知
令和2年8月18日(火)までにFAXした上で、郵送で通知する。
- (6) 入札参加資格の結果により、参加者が1者以下となった場合は入札を取りやめる。

6 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明について

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、上述の入札参加資格の結果を通知した日の翌日から起算して5日(休日等は含まない)以内に、市長に対して競争参加資格がないと認められた理由について説明を求められることができるものとする。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合には、財政課へ書面を持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。
- (3) 第1項の説明を求められたときは、原則として、同項の競争参加資格がないと認められた理由について説明を求められることができる最終日の翌日から起算して、7日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

7 入札方法等

- (1) 郵送、電報及びFAXによる入札は認めない。入札会場で立会のもと入札すること
- (2) 入札の執行回数は2回とする。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) この入札には、最低制限価格は設けていない。
- (5) 入札日及び開札日当日に、参加者が1者以下となった場合は入札を取りやめる。

8 内訳書の提出

- (1) 入札書に記載される金額の内訳を記載し添付すること。
- (2) 内訳書は入札書とともに提出すること。
- (3) 内訳書の様式は任意とするが、商号又は名称、代表者名、物品名は記載すること。
なお、内訳書の内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、設計図書に示した項目以外の項目（端数処理を除く。）は認めない。
- (4) 内訳書の確認の結果、談合の疑いがある場合や積算単価等に疑義がある場合は、必要に応じて、単価明細書の提出、事情聴取等の追加調査を実施する。

9 入札の無効

菊池市競争契約入札心得（平成17年告示第111号）（以下「心得」という。）第8条に該当する入札、又は申請書等提出書類に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取消すものとする。

10 落札者の決定方法

- (1) 開札後、菊池市会計規則（平成17年菊池市規則第50号）第68条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 最低の価格で有効な入札を行った者が複数いる場合は、心得第10条によりくじにより落札者を決定する。
- (3) 1回目の入札により落札者が決定しないときは、再度の入札を行う。
- (4) 入札を2回行っても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約により契約することもある。

11 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後遅滞なく公表するものとし、契約を締結した日の属する年度及び翌年度まで教育委員会学校教育課において閲覧に供するとともに、菊池市ホームページに掲載する。

12 契約書作成の要否及び支払条件

契約書を作成するものとし、支払条件は、菊池市物品購入契約約款（平成29年6月9日告示第121号）によるものとする。

1 3 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関する苦情については、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから5日以内に、苦情を申し立てることができる。

1 4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 菊池市条件付一般競争入札等取扱要領及び本公告に記載する日時、日数、期間については、菊池市の休日を定める条例（平成17年条例第3号）第1条に規定する菊池市の休日を含まず、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 入札参加者は、菊池市競争契約入札心得他関係規程を遵守すること。
- (4) 申請書等提出書類に虚偽の記載をした場合その他入札手続において不正又は不誠実な行為を行った場合は、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。